

施策評価シート (令和4 年度の振り返り、総括)

作成日 令和5 年 06月 13日

施策 No.	12	施策名	障がい者の自立と社会参加の支援
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-8129
関係課名	健康増進課、こども家庭課、生涯学習課		

1. 計画 (Plan)

施策の対象	身体等に障がいのある市民						
対象指標名	単位	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度実績	令和6 年度見込
身体障がい者数	人	2,674	2,718	2,708			
知的障がい者数	人	863	888	911			
精神障がい者数	人	529	557	621			

施策の目標	障がいの有無に関わらず、だれもが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して生活しています。
-------	--

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者相談支援センターの相談件数は延件数とする。 ・緊急一時支援受入れ登録者数は実数とする。 ・社会参加ができている障がい者数は、福祉タクシー利用者、井頭温泉利用者、施設通所者、スポーツ教室参加者、身体障害者福祉会等の団体活動への参加者数の合計とする。 ・障がい者優先調達額は、年間の合計額とする。
-----------------------------	--

成果指標名	単位	平成30年度 基準値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和6 年度 目標値
障害児者相談支援センターの相談件数 (延数)	目標値	1,393	1,482	1,571	1,660	1,750	1,840	1,840
	実績値		1,716	2,174	2,863			
緊急一時支援受入れ登録者数	目標値	45	48	51	54	57	60	60
	実績値		67	67	73			
社会参加(他人と交流を持つことができていた障がい者数)	目標値	1,749	1,765	1,780	1,795	1,810	1,825	1,825
	実績値		1,466	1,544	1,651			
障がい者優先調達額(年間)	目標値	100	130	160	190	220	250	250
	実績値		280	237	237			
	目標値							
	実績値							
	目標値							
	実績値							

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	市民は、障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、互いを尊重し、ボランティア活動や交流活動に積極的に参加します。行政は、障がい及び障がい者に対する理解促進を図るため、啓発活動、福祉教育、福祉体験活動を推進します。障がい者支援施設等のサービスや地域生活を支えるサービス、福祉的就労の充実や障がい者の文化・スポーツ活動の支援に努めます。
-------------------------	---

2. 実行 (Do) →個別事務事業の実施による (事務事業マネジメントシート参照)

3. 検証・評価と今後の方向性 (Check&Action)

(1) 施策目標達成に対する要因分析と課題 (①構成事業が与えた影響、②外的要因を踏まえて検証)

【障がい者が地域で安心して暮らせる地域基盤づくりの推進】

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、障がい者のニーズを的確にとらえた障がい福祉サービス等の提供のため、相談支援体制の充実・強化の取り組みを進めており、障害児者相談支援センター(基幹相談支援センター)による総合的・専門的な相談支援や、相談支援事業者への専門的な研修・助言を行っている。
(指標) 障害児者相談支援センターの相談件数が目標値を達成している要因としては、令和3年度に基幹相談支援センターの子ども向けパンフレットを製作し、社会福祉課窓口や関係各課、保育所等に配布したことで周知が進んだことが考えられる。また、精神障害や発達障害といった障がい児者が増加していることも一因と考えられる。
(指標) 緊急時一時支援受入れ登録者数については、相談事業支所や障害児者相談支援センターにおいて制度の周知を進めた結果、登録が進み目標値に達している。令和4年度についてはは件(見2件、者4件)の新規登録があり、登録者数が増加している。その理由として、障がい者やその家族の状況把握と、緊急時の判断が的確にできる相談員に、制度の周知を図っているためと考えられる。一時受け入れ事業については、地域での生活における安心感にもつながるため、引き続き周知を図る必要がある。

【障がい者が自立した個人として社会参加できるよう必要な障がい福祉サービス等の確保】

障がい者への福祉サービス等の提供については、障がい者が地域で生活していく上で必要なサービスを提供する、障がい福祉サービス事業や地域生活支援事業、また、医療費の助成により経済的負担の軽減を図り、自立した生活に向けた支援を行う重度心身障害者医療費助成事業や自立支援医療費給付事業、補装具費支給事業の成果が令和3年度を上回っているため、障がい者が社会参加するための支援は進んでいると考えられる。
(指標) 社会参加ができていない障がい者数については、平成30年度をピークに減少している。要因としては、温泉券利用者数及び老人・身障合同スポーツ大会参加者数の減、コロナ禍による宿泊研修の中止等があげられる。しかし、令和4年度は全国障害者スポーツ大会が栃木県で開催され、参加した障がい者数は例年より多かった。
(指標) 障がい者優先調達については、障がい者優先調達推進法の趣旨が各課に浸透してきたことにより目標値を上回ることができたが、物品発注は年々減少している。目標値を達成し続けるためには、委託作業等の役務を増やす必要がある。

こども発達支援センター運営事業については、国の基本指針や市障がい児福祉計画において示されている、令和5年度末までの児童発達支援センターの設置に向け、1市4町との協議を進めた。近年、知的障害や発達障害の診断を受ける児童が増加しており、就学前の児童に対する療育の重要性から、障がい児通所支援の利用ニーズが増加している。

(2) 今後の方向性 ((1) の要因分析を踏まえ、施策目標達成に向けた方針を示す)

【障がい者が地域で安心して暮らせる地域基盤づくりの推進】

障害児者相談支援センターにおける相談は、障がい児者の地域での生活不安解消の一端を担っていると考えられるため、基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談が実施できる現体制を維持しつつ、庁内関係各課や民生委員、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との一層の情報共有を図り、相談者に寄り添ったきめ細やかな対応を継続する。

また、緊急一時支援受け入れについても、生活の安心感につながると考えられるため、芳賀地区自立支援協議会や相談支援部会などの各部会において、各相談事業所に対し、緊急時に使用できる制度があることを各種会議において説明するなど周知に努める。

【障がい者が自立した個人として社会参加できるよう必要な障がい福祉サービス等の確保】

障がい者の社会参加については、地域で暮らしていくために必要な障がい福祉サービスの各種事業を継続していく。

障がい者優先調達については、引き続き庁内各課へ福祉施設からの物品・役務の調達について情報提供すると共に、特に役務の発注については、関係担当課に利用促進が図られるよう依頼していく。

こども発達支援センター運営事業については、障がい児支援充実強化のため、作業療法士や心理士といった専門職を確保し、地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターの設置に向け、関係機関との協議を進めながら、令和5年10月の開所に向けて整備を進めていく。

